COPY

許可番号　第００５２１１３０５２７号

産業廃棄物処分業許可証

優良

住 所　　秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部６０番地１

氏 名　　エコシステム小坂株式会社

代表取締役　伊藤　亮嗣

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 １ ４ 条第 ６ 項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事　佐竹　敬久

秋田県知事

許 可 の 年 月 日　　令和 ５ 年１０月２５日

許可の有効年月日　　令和１２年 ９ 月３０日

１．事業の範囲

（１）　業の区分

焼却施設による中間処理

（２）　取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア　廃プラスチック類（自動車等破砕物を含む。）、

イ　紙くず、ウ　木くず、エ　繊維くず、オ　動植物性残渣、カ　ゴムくず、

キ　金属くず（自動車等破砕物を含む。）、

ク　ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を含む。）

以上８品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

所在地　鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢地内

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記１のとおり）

３．許可の条件

なし

４．許可の更新又は変更の状況

平成１８年１０月　１　日　　新規許可

平成２３年１０月　１　日　　更新許可

平成２８年１０月　１　日　　更新許可（優良認定）

令和　５　年１０月２５日　　更新許可（優良認定）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　~~有~~・無

以下余白

COPY

別記１

（１）　中間処理は（２）の場所で行うこと（移動式の中間処理施設等を除く。）。

（２）　施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地（移動式にあっては駐機場）
廃プラスチック類の焼却施設 （廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず） （平成１４年　４　月　５　日　設置） （平成１３年１１月１４日　許可） （許可番号　環備－９９７）	203.04ｔ／日	1	鹿角郡小坂町小坂鉱山字杉沢地内